

読谷村放課後児童健全育成事業実施要綱

読谷村放課後児童健全育成事業実施要綱（平成13年読谷村要綱第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）の実施について、読谷村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年読谷村条例第17号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（放課後児童健全育成事業者）

第2条 放課後児童健全育成事業者（以下「事業者」という。）は、法人又は団体等で村長が適当と認めるものとする。

（対象児童）

第3条 放課後児童クラブを利用することができる児童（以下「児童」という。）は、村内の小学校に在籍している児童で、その保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 昼間、居宅外において労働することを常態としていること。
- （2） 昼間、居宅内において当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- （3） 妊娠中であるか、又は、出産後間がないこと。
- （4） 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有していること。
- （5） 同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、明らかに児童を養育することができない等利用が必要と認められる児童

（利用定員）

第4条 放課後児童クラブの利用定員は、40人以下とする。ただし、児童の保育が特に必要であり、かつ、放課後児童クラブの運営に著しい支障が生じないと認めるときは、定員を超えて利用させることができる。

2 前項の定めにより定員を超えて利用させる場合は、事業者は、村長と協議を行うこと。

(児童の受入れ校区)

第5条 児童の受け入れについては、放課後児童クラブの実施設が所在する小学校の通学区域にある小学校に現に通学している児童を優先的に受け入れるものとする。

(利用料等)

第6条 事業者は放課後児童クラブを実施するために、利用料及び実費負担金を保護者から徴収することができる。

2 事業者は、前項の定めにより、利用料及び実費負担金を設定又は変更するときは、あらかじめ村長と協議しなければならない。

(放課後児童クラブの活動内容)

第7条 放課後児童クラブは、家庭との連携を図りつつ、次に掲げる目的を達成するための活動を行うものとする。

- (1) 児童の健康管理、安全の確保及び情緒の安定を図ること。
- (2) 児童の遊びに対する積極的な参加意欲及び姿勢の形成を図ること。
- (3) 遊びによる児童の自主性、社会性及び創造性の向上を図ること。
- (4) 児童の遊びの状態の把握及び家庭への連絡を行うこと。
- (5) 家庭、地域等における遊びの環境づくりの支援活動を図ること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、児童の健全育成上必要な活動を行うこと。

(新1年生の受入れ)

第8条 放課後児童クラブは、新1年生の受入れに当たっては、4月1日から受け入れなければならない。

(開所日及び開所時間)

第9条 放課後児童クラブは、次に掲げる日を除き開所しなければならない。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (4) 6月23日（慰霊の日）
- (5) やむを得ない事情により開所できないと村長が認めた場合

2 放課後児童クラブの開所時間は、次の各号に掲げる区分に応じた時間以上を原則とする。ただし、村長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 小学校の授業の休業日に行う場合 1日につき8時間

(2) 小学校の授業の休業日以外に行う場合 1日につき3時間

(事故報告等)

第10条 事業者は、事業所の管理下において事故等が発生した場合は、放課後児童健全育成事業事故報告書(第1号様式)により、速やかに村長に報告しなければならない。

2 児童及び放課後児童支援員等は、活動中における事故、発病等に備えて、あらかじめ賠償責任保険に加入しなければならない。

(必要書類の整備等)

第11条 事業者は、放課後児童クラブの管理及び運営に関する諸帳簿その他必要な書類を整備するものとし、年度当初に次に掲げる書類を村長に提出しなければならない。

(1) 放課後児童クラブ放課後児童支援員及び補助員名簿(第2号様式)

(2) 放課後児童クラブ登録児童名簿(第3号様式)

(3) 放課後児童クラブ事業実施計画書(第4号様式)

(4) 収支予算書

(5) 放課後児童クラブ運営規程

(6) 前各号に掲げるもののほか、放課後児童クラブの概要を明らかにするために必要と認められる書類

2 事業者は、次に掲げる書類を村長が定める期日までに提出しなければならない。

(1) 放課後児童クラブ事業実績報告書(第5号様式)

(2) 放課後児童クラブ利用状況報告書(第6号様式)

(3) 放課後児童クラブ年間業務等報告書(第7号様式)

(4) 収支決算書

(5) 前各号に掲げるもののほか、村長が特に必要と認める書類

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、放課後児童クラブの実施に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

放課後児童健全育成事業事故報告書

読谷村長 様

年 月 日 / 第 報

事業者名		
児童の氏名・年齢	氏名（男 ・ 女）	小学 年生 歳
事故対応の窓口となった者		
事故発生日時	年 月 日 曜日 （午前・午後 時 分）	
事故発生場所		
事故発生時の活動内容 （どのような場面で）		
事故の原因		
児童の症状等	頭 部 腹 部 体幹部 上肢部 下肢部	（詳細に）
ケガ等の状況（症状）		
応急処置	対応者名：	
	処置内容：	
保護者への連絡	連絡者名：	連絡時刻： 時 分頃
	連絡内容：	
	保護者の対応：	

放課後児童クラブ事業実施計画書

事業者
住所
氏名

印

1. 放課後児童クラブ運営計画

2. 児童の利用予定等

①学年別

区分	人数
小学校1年	()
小学校2年	()
小学校3年	()
小学校4年	()
小学校5年	()
小学校6年	()
合計	()

②月別

月別	開所日数 ①	①のうち土曜開所日数 ②	①のうち日曜・祝日開所 日数 ③	①のうち長期休暇中開設 日数（②③を除く）	利用者数（のべ数）	1日平均利用者数
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
1						
2						

※内数で障がい児の人数を（ ）内に記入
③職員配置

	3						
	計						

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

放課後児童クラブ事業実績報告書

読谷村長 様

事業者

住 所

氏 名

印

本事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1. 放課後児童クラブ利用状況報告書
2. 放課後児童クラブ年間業務等報告書
3. 収支決算書

放課後児童クラブ利用状況報告書

事業者

住所

氏名

印

児童の利用実績等

①学年別

②月別

①学年別		②月別							
区分	人数	月別	開所日数①	①のうち土曜開所日数②	日数③	①のうち日曜・祝日開所日（②③を除く）	①のうち長期休暇中開設	利用者数（のべ数）	1日平均利用者数
小学校1年	（ ）	4							
小学校2年	（ ）	5							
小学校3年	（ ）	6							
小学校4年	（ ）	7							
小学校5年	（ ）	8							
小学校6年	（ ）	9							
合計	（ ）	10							
※内数で障がい児の人数を （ ）内に記入		11							
		12							

③ 職員配置	1						
	2						
	3						
	計						

（事業者名： ）

放課後児童クラブ年間業務等報告書

1. 平常時の業務内容

2. 月別業務実績

年月日	主な事業内容
4月 年	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月 年	
2月	
3月	